

## 応募要領

本応募要領は、発注者 支出負担行為担当官 九州森林管理局長 平之山 俊作（以下「甲」という。）と請負者（以下「乙」という。）とが締結する空中写真作製業務の仕様を定めたものであり、乙は甲が別途指示する場合を除き、本応募要領に即して必要な業務を行うものとする。

### 1 業務の方針

業務の実施に当たっては、本応募要領及び甲の指示に基づき、その適正かつ効率的な遂行に努めることとする。

### 2 業務の内容

- (1) 本局において、森林計画樹立予定区域における空中写真を作製する。  
なお、必要箇所及び枚数は別表のとおり。
- (2) 写真作製にあたっては、23 cm×23 cm規格ネガフィルムを2倍引き伸ばし仕様（46 cm×46 cm）とする。
- (3) 森林地帯の判読に必要な基礎資料とするため、モノクロ写真においても主要樹種及び林相の判別が可能な仕上がりとし、森林航測に使用が可能であることとする。  
この場合、山影で露出がアンダーとなっている場所の林木を極力描写するとともに、当該箇所以外の森林については露出をオーバー（白トビ）とせず、樹種等の判別が可能となるようにすること。なお、市街地及び耕作地等の森林以外は露出がオーバーとなっても構わない。
- (4) 作製に必要な写真を選出するための撮影一覧図及び標定図は、必要に応じて管理委託機関から提供する。

### 3 写真ネガフィルムの取扱い

林野庁が保管している空中写真ネガフィルムは、測量法に基づく公共測量成果であり、再生不能な唯一無二の国民の貴重な財産であることから次のことを遵守し業務を遂行する。

- (1) 自社で保有する空中写真専用の写真処理機を用いて現像する。
- (2) 運搬中においても、適正な気温、湿度下で管理する。  
（気温23度前後、湿度60%以下）
- (3) 写真ネガフィルムを運搬する際は、管理委託機関事業所から専用運搬容器を用い、かつ自ら運搬する。
- (4) 写真ネガフィルムに損害が生じた場合は、乙は林野庁と協議の上、相当の補償を行うこととする。

4 再委託の制限

本業務の特殊性に鑑み、第三者に再委託してはならない。

5 秘密の保持

業務上知り得た秘密に関する事項については、契約期間に関わらず第三者に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。

6 納入物件

納入物件は、別表の空中写真を納入期限までに納入することとし、必要に応じて納入物件に関する説明、資料の提出等を行うものとする。